

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の運営規定

（中田高齢者グループホーム「ゆきあい」）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人仙台ビーナス会が開設する中田高齢者グループホーム「ゆきあい」（以下「中田グループホームゆきあい」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営等に関する事項を定め、要支援2・要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の理念）

第1条の2

中田高齢者グループホームゆきあいの運営理念は、「ゆっくり・たのしく・いっしょに（愛され、尊厳され、認められる）」を基本に人間としての尊厳を守るケアに努める。また、地域の一員として地域に奉仕し、地域と共に喜び安らぎのある生活を目指します。

（運営の方針）

第2条 1項

要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、家庭的な共同住居生活の環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにする。

2項

要支援2であって認知症の状態にある高齢者に対し、家庭的な共同住居生活の環境の下で介護予防を目的として入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにする。

- 2 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を得る。
また、利用料金等について、理解しやすいように文書で説明を行い、同意を得てまいります。介護支援専門員と相談の上、通所介護サービス等の活用等多種多様な活動に努めます。
- 3（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行なう場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。具体的な手続きについては、マニュアルに定める。

- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 中田高齢者グループホーム ゆきあい
- 二 所在地 仙台市太白区西中田2-23-5

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 (常勤職員) 1名 (介護職兼務)

管理者は、事業所の職員を指導監督し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業に関わる業務管理を一元的に行う。

- 二 計画作成担当者(常勤職員) 1名(介護職兼務)

- ① 計画作成担当者は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえて作成された(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に沿い、サービスの目標、当該目標を達成する為のサービスの内容を盛り込んだ介護計画を作成し、その実施状況、及び目標の達成記録を行う。
- ② 計画作成担当者は、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な提携を図り、(介護予防)認知症対応型共同生活介護提供開始前から終了に至るまで入居者の自立支援と日常生活の充実に資するように努める。
- ③ 入居者及びその家族の日常生活の相談及び指導
- ④ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業に係る業務全般
- ⑤ 職員への適切な技術指導
- ⑥ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業に係る関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービス業者との連絡調整
- ⑦ 他施設との連絡調整

- 三 介護職員 5名以上

- ① (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づく利用者の自立支援と日常生活を営む上で必要な生活機能の改善及び維持の介助
- ② 入居者の通院、買い物等の送迎業務

四 看護師 (非常勤職員) 1名

- ① 日常生活における健康管理及び緊急時の対応
- ② 緊急時の連絡方法については緊急連絡網に基づく
- ③ 看取り介護実施時の医師との連絡調整及び医療行為の実施
- ④ 職員への死生観教育

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員は、9名とする。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 入居者に対する介護内容は、利用者の人格を尊重しながら心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活が健康で明るく送っていただくように、適切な技術を持って行なうものとし、その介護内容は次の通りである。

一 気持ちのよい入浴サービス

入居者がいつも清潔で快適な生活を送っていただくために、1週間に2回以上の入浴サービスを行う。また、風邪等により入浴できない人には、清拭を行い、気持ちよく、生活していただけるよう努める。

二 楽しい食事

- 1 入居者の食事は、入居者と職員が共同で炊事する。買い物等へは交代で出掛ける。メニューは出来るだけ入居者の嗜好を取り入れたものを提供する。
- 2 入居者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、出来るだけ離床して食堂で行なわれるように努める。
- 3 後片付け等は、出来るだけ入居者と一緒に行う。

三 自立に向けた日常生活の支援

- 1 入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツを適切に取り替える。
- 2 入居者の離床、着替え、洗顔、美容、歯磨き等は、日常生活上の世話を適切に行う様に努める。
- 3 (介護予防)認知症型共同生活介護計画に基づいた日常生活の介護支援を行いながら、快適な生活環境を整え、教養及び機能訓練を兼ねたレクリエーション等を重点に置き、生活の意欲向上に努める。
- 4 普段の生活のまま、毎日の拭き掃除は出来るだけリハビリを兼ねて、入居者自身で行うよう努める。

四 いつも元気に健康チェック

入居者の健康状態を常に注意し、疾病の予防並びに早期発見に努めると共に、疾病者については、適切な措置を講じる。

五 近隣住民との対話

近隣の方と出来るだけ交流を深め、積極的に老人クラブ等へ行事、趣味を生かすため諸団体と触れ合いを大切にし、親交を深める。

(利用料金その他費用)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬の告示上の額のほか次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- | | | | | |
|----------|------|---------|-----------------|---------|
| ① 家賃 | Aタイプ | 35,000円 | Bタイプ | 36,000円 |
| ② 食費 | 1日 | 1,030円 | 30,900円(30日の場合) | |
| ③ 水道光熱費等 | 1月 | 27,600円 | | |
- (入院した場合は、日割り計算とする。)

2 月の中途に於ける入居または退居については、日割り計算とする。

(入退去に当たっての留意事項)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後入居者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、介護支援専門員及び他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(事故発生時等における対応方法)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供等に緊急時が発生した場合は、次のとおり対応する。

- 1 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に、入居者が突然身体等に急変が生じた場合は、併設の看護師に連絡し、適切な措置を講じると共に、速やかに主治医又は嘱託医への連絡を行う等必要な措置を講じる。
また、管理者等は、ただちに家族との連絡をとり症状等の説明を行う。
- 2 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡をとり、必要

な措置を講じる。

- 3 上記の事故等が発生した場合は、全て記録をし、家族に報告する。
- 4 入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（重度化における対応）

第10条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者が重度化した場合は、次の通り対応する。

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者が重度化した場合は、介護方法・治療等について利用者又は家族の意向を確認し、十分な説明を行い文書での同意を得た上で重度化における対応を開始する。
- 2 別紙「重度化における対応指針」に基づき重度化における対応を実施する。
- 3 かかりつけ医師及び関係職種とのカンファレンスを実施し、重度化における介護計画書に添った援助を行う。
- 4 かかりつけ医師及び看護師との24時間連絡体制のもと適切な措置を講ずる。
- 5 所長を中心に、他職種協働体制のもとで入居者及び家族へ継続的支援を図る。

（看取り介護）

第11条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者がかかりつけ医師により回復不可能な身体状態と診断された場合は、次の通り対応する。

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、上記の状態が生じた場合は、入居者又は家族の意向を確認し、十分な説明を行い文書での同意を得た上で看取り介護を開始する。
- 2 別紙「看取り介護の指針」ならびに「看取り介護の理念」に基づき看取り介護を実施する。
- 3 かかりつけ医師及び関係職種とのカンファレンスを実施し、看取り介護計画書に添った援助を行う。
- 4 かかりつけ医師及び看護師との24時間連絡体制のもと適切な措置を講ずる。
- 5 所長を中心に、他職種協働体制のもとで入居者及び家族の尊厳を支える看取りに努める。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回避難、救出訓練を実施するものとする。

- 2 特に、火災の防止にあたっては、防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。
- 3 地域防災協力員等地域住民の協力を得る。

（運営推進会議）

第13条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所は、運営推進会議を2ヶ月に1回実施

するものとする。

- 1 地域に開かれた情報公開とよりよい運営及び質の向上、グループホームの役割・機能の地域啓発、地域交流の促進を目的とする。
- 2 運営推進委員（町内会長・民生委員・家族会会長・地域包括支援センターの職員）の出席により会議を実施し、グループホームの運営、処遇等における助言・評価を行なうものとする。
- 3 会議の内容について、行政・家族・地域に向け公表する。
- 4 外部評価機関 又は 運営推進会議にて外部評価を実施し行政・家族・地域に向け公表する。

（個人情報保護）

第14条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の個人情報を保護するため、取得する情報は利用目的の達成に必要な限度において行うことし、また利用者の個人情報の外部への開示又は提供は事前に本人又は家族の同意を得ることなく行わないものとする。

- 1 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 職員及び職員であった者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を保持させるとともに当該個人情報は「個人情報誓約書」を遵守するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第15条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

- 1 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 2 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第16条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 虐待等に対する相談窓口を設置する。
- 4 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施する。（年2回）
- 5 虐待防止検討委員会を四半期毎に定期開催し従業者へ虐待防止検討委員会の結果を周知する。
- 6 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第17条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるものとする。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策委員会を定期的に開催する。
- 2 従業者へ感染症対策委員会の結果を周知する。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的に実施する。

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第18条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直しをする。
- 2 従業者へ業務継続計画について周知する。
- 3 研修・訓練を定期的に実施する。

(認知症介護基礎研修に関する事項)

第19条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 指定(介護予防)認知症型共同生活介護事業者は、事業所職員等の質的向上を図るための機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 3日間
- 二 継続研修 年6回以上

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人仙台ビーナス会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 15 年 11 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 5 月 31 日に、一部改正し、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 3 月 31 日に、一部改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 6 月 6 日に、一部改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 1 月 18 日に、一部改正し、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 3 月 31 日に、一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 9 月 5 日に、一部改正し、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 19 年 11 月 10 日に、一部改正し、平成 19 年 11 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 8 月 1 日に、一部改正し、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 5 月 31 日に、一部改正し、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 31 日に、一部改正し、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 7 月 31 日に、一部改正し、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 9 月 30 日に、一部改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 31 日に、一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 31 日に、一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。